

平成28年 4月22日

売渡株主及び売渡株式の登録株式質権者 各位

静岡県駿東郡清水町の場20番地
株式会社富士テクニカ宮津
代表取締役社長 和久田 俊一

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第179条第1項に規定する特別支配株主である東洋鋼鋳株式会社（以下、「東洋鋼鋳」といいます。）から、平成28年4月21日付で、同法第179条の3第1項の規定により、当社の株主の全員（但し、当社及び東洋鋼鋳を除きます。以下、「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社株式の全部（以下、「本売渡株式」といいます。）を東洋鋼鋳に売り渡す旨の請求（以下、「本売渡請求」といいます。）の通知を受け、同日開催の当社取締役会において本売渡請求を承認いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）第161条第2項並びに会社法第179条の4第1項及び第2項の規定により公告いたします。

1. 特別支配株主の名称及び住所

名称 : 東洋鋼鋳株式会社
住所 : 東京都千代田区四番町2番地12

2. 株式売渡請求をしない特別支配株主完全子法人

該当事項はありません。

3. 本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

東洋鋼鋳は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下、「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき930円の割合をもって、金銭を割当交付いたします。

4. 新株予約権売渡請求に関する事項

該当事項はありません。

5. 取得日

平成28年5月26日

6. その他の取引条件

本売渡対価は、平成28年9月15日までに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による本売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて、当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について東洋鋼鋳が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

以上